

## 契約保証証書及び前払金保証証書の電子化について

当社は、受注者の契約事務における負担軽減及び効率化を目的とし、建設工事及び測量・設計等の工事関係業務委託における契約保証及び前払金保証（中間前払金含む）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取り扱いを、以下のとおり開始します。

なお、紙による保証証書についても従前のとおり提出可能です。

### 1 電子化が可能となる保証証書

保証の種類	証書等の種類	保証期間
契約保証	契約保証証書	保証事業会社（※1）
	公共工事履行保証証券	損害保険会社（※2）
	履行保証保険証券	
前払金保証 （中間前払金含む）	前払金保証証書	保証事業会社（※1）

※1 東日本建設業保証㈱、西日本建設業保証㈱、北海道建設業保証㈱

※2 証券の電子化（pdfでの発行）が可能な保険会社か確認が必要

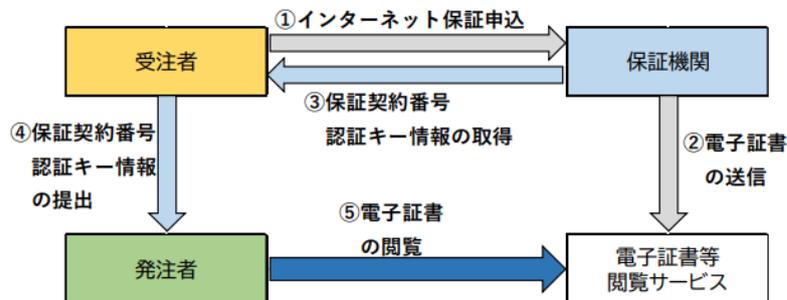
### 2 対象契約

令和7年4月1日以降に入札公告または指名通知される入札案件および、見積を依頼する随意契約案件において、令和7年4月1日改正の工事請負契約約款および各種設計業務委託契約約款を用いて契約を締結する契約

### 3 提出方法

#### (1)保証事業会社の場合

保証事業会社より発行された保証契約番号及び認証キーを契約担当課が指定する提出先に提出



#### (2)損害保険会社等の場合

発行されたPDF証券（証書）を電子メールに添付し、契約担当課が指定するアドレスに送付してください。

#### 4 その他

- ・電子証書等の申込及び提出方法等については、各保証事業会社又は保険会社にお問い合わせください。
- ・個別の契約ごとの提出先等については、各契約担当課にお問い合わせください。

ご不明な点等ありましたら下記連絡先までお問合せください。

名古屋市住宅供給公社 総務部総務課経理係  
Tel (052)523-3942